

松尾つどいの広場 (飯田市勤労青少年ホーム内)

市の直営・委託による8ヶ所の広場が、
一体となって特徴を活かした事業を展開。



プロフィール

運営主体 長野県飯田市
所在地 〒395-0823 長野県飯田市松尾明7443
TEL&FAX 0265-23-5571
開設 平成17年5月
開所時間 9時30分～15時30分(月曜日～金曜日)
スタッフ 常勤3名(保育士3名)
利用者数 年間延べ人数約6500人



四方を高い山々に囲まれた街・長野県飯田市には、市営・民営を合わせて現在8ヶ所の「つどいの広場」があります。その事業展開の契機となったのは、市が市民の子育て支援活動をサポートする形で、平成17年直営による2つの広場を立ち上げたこと。それをモデルとして社会福祉法人およびNPOが次々に委託

事業をスタート(平成21年までに8ヶ所)という設置目標を平成20年春に達成)、“身近な場所で社会的な支援を受けながらの子育て”を望む多くの市民の声に応えながら高い利用率を保持しています。

事業の特徴

飯田市が子育て支援拠点事業を「ひろば型」に特化しているのは、「①山間の市町村では中心に大きな施設を作るより支援機能を各地域に分散させていく方が良い。②多額の建設資金を費やさず既存の施設・建物を利用できる」という効果的かつ現実的な判断に基づいたものであり、それが結果的に子育て支援を受ける場として“近くにある屋根付きの公園＝つどいの広場”を求めている親子のニーズと合致したからです。現在、市内8ヶ所の「つどいの広場」は“8つでひとつ”を基本姿勢に、行政主導によって結成された「飯田市つどいの広場連絡

協議会」を通じて横の連携を図りながら、それぞれが施設の特徴を活かした事業を展開。例えば「松尾つどいの広場」は、利用者とサークル活動で訪れる若者たちの交流の場でもあり、子育て体験を目的にした合同イベントも開かれます。また、統廃合した保育園舎を使った「座光寺つどいの広場(市営)」は、子どもたちが自由に走り回れる広さが魅力であり、“名古熊老人いこいの家”内にある「ひだまりサロン(公設民営)」は“お年寄りとの交流型”等々……それぞれの個性を利用者が自由に選べる“つどいの広場”となっています。

利用者の声

他のお母さんたちは「おもちゃ箱(連絡協議会発行の機関紙)」やインターネットで情報を見て、色々な広場に行っているみたいですが、私はほぼ毎日「松尾つどいの広場」に来ています。遊びやすいし、親しいアドバイザーの方がいて色々な悩みを聞いていただけるのが一番嬉しいですね。親同士のつながりも深まりましたよ。

センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施します。

- 実施主体 市町村（特別区を含む。）
ただし、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者などへの委託等も可。
- 基本事業 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談・援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
※上記①～④に加え、地域支援活動の実施
- 従事者 保育士や看護師など、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者で、地域の子育て事情に精通した者（2名以上配置）
- 実施場所 保育所等の児童福祉施設、公共施設など
- 開設日数等 週5日以上、1日5時間以上

※子育て支援センター（小規模型指定施設）については平成21年度までの経過措置とし、センター型やひろば型へ移行



Q 保育所にセンター型が併設されている意義や効果はどのようなものですか？

A 保育所は約2万3千箇所、日本全国にこまかく整備されています。すべての保育所に地域子育て支援拠点を設置できるわけではありませんが、地域全体の子育て支援拠点としての意識をもつことで、地域に網の目のように子育てのネットワークを作ることができます。また、一時的な保育や、保育士、栄養士、看護師による子育て相談などの専門機能、さらに園庭や園舎、年齢にあった遊具など、保育所が本来持っている機能を活かすことができます。保育所は子育て支援拠点として大きな社会資源となっており、センター型併設の効果は大きいと言えます。

Q 子育て親子の支援に保育士がかかわる意義、効果を教えてください。

A 子育て中の親御さんからの相談には、発達・健康・しつけといった様々な内容のものが寄せられます。保育士は保育の専門家として、子どもの育ちや暮らし、生活全般からみた視点からアドバイスすることが出来ます。また直接子どもと関わりをもつことにより、子どもの育ちへの援助が行えます。

Q センター型の職員について、資格要件はありますか？

A 育児、保育に関する相談指導について相当の知識・経験を有する者で、地域の子育て事情に精通している者として、保育士等の資格者を想定していますが、適切に事業が実施できると認められるのであれば、資格の有無は要件としていません。

Q 一日5時間以上の開設ですが、保育園児の午睡との兼ね合いはどのようにしていますか？

A 各園により、環境が違いますので一概には言えませんが、保育室から独立した環境が整っている場合にはほとんど支障なく5時間の開設が出来ます。保育室と隣接していたり、環境的にゆとりがない場合などは午睡の時間帯は静かに過ごしたり、園庭や屋上を活用するなどして、園児との共存を図りながら活動をすすめています。また利用者にも午後の活動にあたっては、在園児への影響も十分に理解してもらいながら、参加するようにしてもらっています。

Q 地域に出向いて行なう地域支援活動は具体的にどのように行なわれているのでしょうか？

A 多くのセンターで、地域にある公園に保育士が出向くという活動を行っています。この指とまれ方式で三々五々に集まるといった形態や、体操、運動遊び、紙芝居や手遊び、歌などでお楽しみ時間を設ける場合もあります。また、公民館や地区の会館などに、一時的なひろばを開く場合もあります。園から遊具などを持ち込んで何も無い部屋が、遊びのひろばに変身します。

Q 地域支援活動の実施など、職員の業務態勢はどのようになっているのでしょうか？

A センター型では2名以上の職員が配置されていますが、主に、1名はセンターにおける業務、もう1名は地域に出向いた活動を行うことを想定しています。この地域支援活動については、実施回数・方法など要件を定めていませんが、子育て支援拠点の設置状況によりセンターまで出向いてくることができない親子などのため、それぞれの地域のニーズ等に応じて取り組む必要があります。